

2018年度4月の同時改定への対応

～服薬マネジメント体制に関する要求内容～

薬局機能情報報告制度への対応

＜同時改定対応戦略①＞

2018.2.28

医療ソフト総合研究所

同時改定_01001

同時改定対応戦略の目的

通院できる高齢者、入院している高齢者に対して

それぞれの地域で、医療・介護連携を構築するために

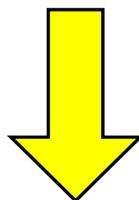
同時改定の対応の要点を把握する

留意点

- 地域連携体制に関する同時改定の内容に着目して解説
- 制度改革の方向である新設項目に対して、2020年までに
計画的に整備すること

医薬品に関する社会保障費抑制の**変化**

薬価の引き下げ
後発医薬品への切り替え



適切な薬物治療

必要な患者に必要な薬物治療の実施

2020年度から本格的に始動

適切な薬物治療を「**薬局機能情報報告制度**」で実現

薬局機能情報報告制度の改定内容

地域連携体制

医療連携の有無については、医療機関と連携し在宅医療に取り組んでいる場合、又は、通常の営業日、開店時間外の対応のため、周辺の薬局で構成する輪番制に参加している場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること

業務内容

■ プレアボイド事例の把握・収集に関する取組みの有無

■ プロトコルに基づいた薬物治療管理 (PBPM) の取組みの有無

* フォーミュラリー導入 の取組みの有無

体制整備

■ 地域医療情報連携ネットワークへの参加の有無

■ 退院時の情報を共有する体制の有無

■ 受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供する体制の有無

服薬マネジメント体制の目的

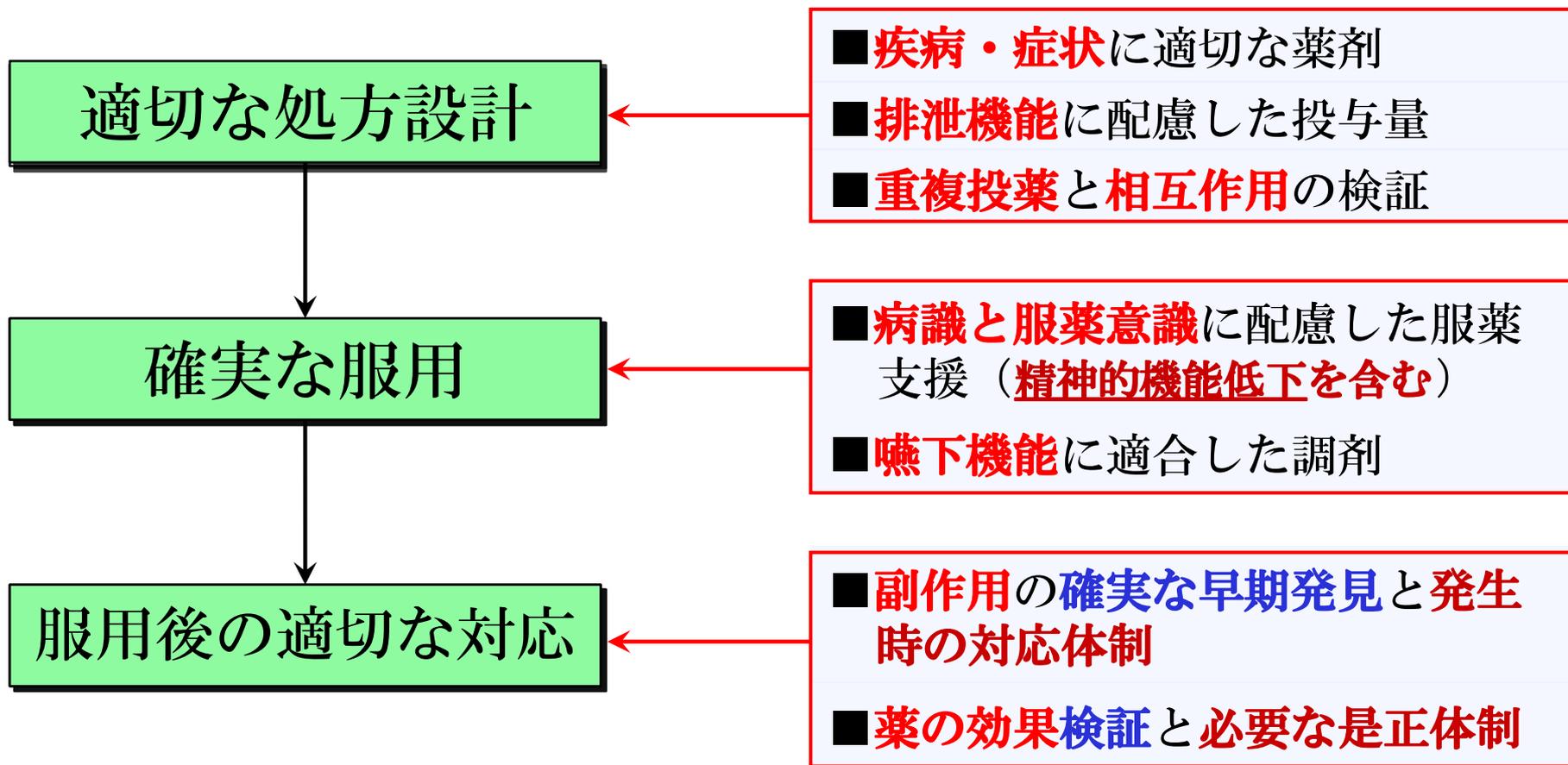
通院できる高齢者、入院している高齢者に対して
疾病の改善・悪化防止のために

- ①適切な処方設計
- ②確実な服用
- ③服用後の適切な対応

それぞれの地域の
医療・介護連携で
実現する

薬物治療のリーダーである医師を、病院薬剤師とかかりつけ薬剤師が連携して、他の医療・介護関係者と協働して支援する。

適切な薬物治療の基幹業務



プレアポイド、プロトコル等の基盤となる業務体系

プレアポイドについて

プレアポイド事例の把握・収集に関する取組みの有無

プレアポイドとは、Prevent and avoid the adverse drug reaction（薬による有害事象を防止・回避する）という言葉に基づいた造語であり、医療機関では一般社団法人日本病院薬剤師会においても薬剤師が薬物療法に直接関与し、薬学的患者ケアを実践して患者の不利益（副作用、相互作用、治療効果不十分など）を回避あるいは軽減した事例をプレアポイドと称して報告を収集し、共有する取組が行われているが、近年では、医療機関だけではなく、薬局における副作用等の健康被害の回避症例等も収集し、当該情報を医療機関等の関係者と連携して共有する取組も行われている。薬局においてこのような取組に参加し、事例の提供を行っている場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。

また、当該項目に該当する取組として、2（2）（ii）の薬局医療安全対策推進事業におけるヒヤリ・ハット事業の「参加薬局」として登録を行うだけでなく、薬局機能情報提供制度実施要領（平成19年3月26日付け薬食発第0326026号厚生労働省医薬食品局長通知別添）4（2）①の都道府県が定める期日（以下「報告期日」という。）の前年1年間（1月1日～12月31日）に、疑義照会により処方変更がなされた結果、患者の健康被害や医師の意図した薬効が得られないことを防止するに至った事例を報告した場合も「有」として差し支えない。

プロトコルとフォーミュラリーについて

プロトコルに基づいた薬物治療管理(PBPM)の取組の有無

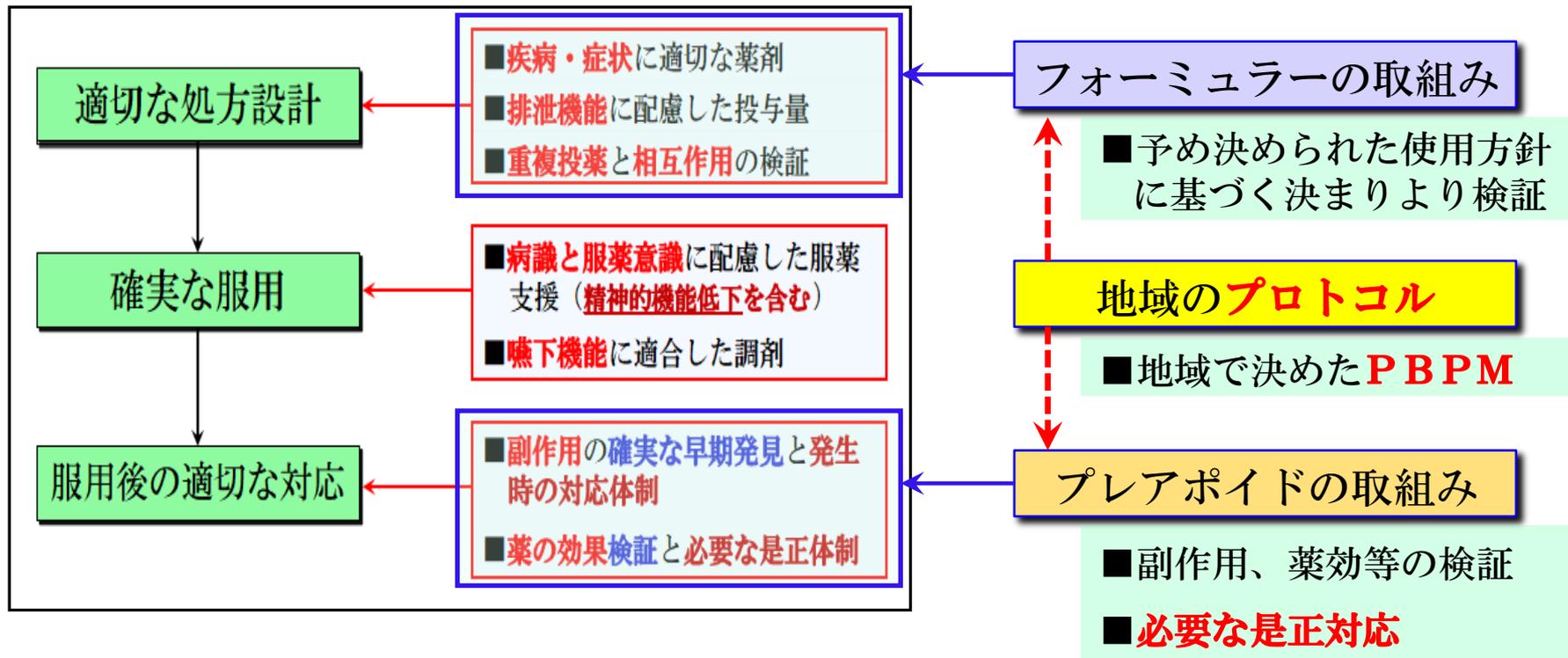
PBPM (Protocol Based Pharmacotherapy Management) とは、「薬剤師に認められている業務の中で、医師と合意したプロトコルに従って薬剤師が主体的に実施する業務を行うこと」であり、医療機関の医師や薬局の薬剤師等が地域でPBPMを導入することにより、薬物療法の適正化や患者の利便性の向上を達成する取組を実施している場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。

ただし、①及び②の他に医療連携の取組（地域の医療機関等が連携した薬剤の使用に関するフォーミュラリーを導入する取組等）を実施している場合は、報告及び公表の際にこれらの取組を追加しても差し支えない。

フォーミュラリーの定義

医療機関等における標準的な薬剤選択の使用方針に基づく採用医薬品リストとその関連情報。医薬品の有効性や安全性、費用対効果などを踏まえて、院内の医師や薬剤師等で構成される委員会などで協議し、継続的にアップデートされる。
〔2017.11.1中医協総会資料より〕

基幹業務とプレアポイド等の整理



気になる課題

- ① 地域のかかりつけ医とのプロトコル等の構築のリーダーシップ
- ② 地域の中小病院内の薬剤部門でのプレアポイド等の業務体制構築

薬局機能情報報告制度の改定内容

医療安全対策

薬局における医薬品の使用に係る安全管理の確保のために、医薬品に係る安全管理責任者を配置していることをもって「有」と記載する。

■副作用等に係る報告の実施件数

- 報告期日の前年1年間に、法第68条の10第2項に基づく副作用等の報告を実施した延べ件数を記載する。

■医療安全対策に係る事業への参加の有無

- 薬局医療安全対策推進事業におけるヒヤリ・ハット事例等の収集に参加している場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。
(中略)
- 特に、疑義照会により処方変更がなされた結果、患者の健康被害や医師の意図した薬効が得られないことを防止するに至った事例については、積極的に共有することが望ましい。

薬局機能情報報告制度の改定内容

新設の項目

■居宅等において行う調剤業務の実施件数

- 在宅患者訪問薬剤管理指導料等の算定にかかわらず、報告期日の前年1年間に、**医療を受ける者の居宅等において調剤業務を実施**した延べ件数を実数で記載する。

■地域包括ケアシステムの構築のための会議に参加した回数

- 報告期日の前年1年間に、**健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が地域ケア会議等の地域の多職種が参加する会議に参加した回数を実数で記載**する。また、健康サポート薬局研修を修了していない薬剤師の参加回数は含まないこと。

■患者の服用状況等を医療機関に提供した回数

- 前年1年間に、**患者、その家族等若しくは医療機関の求め**があった場合、又は**薬剤師がその必要性を認めた場合**において、患者の同意を得た上で、**患者の服薬状況等を服薬情報等提供料に係る情報提供書等の文書**により医療機関（医師）に提供した回数を実数で記載する。

同時改定の地域支援体制加算

施設基準

地域支援体制加算 35 点

(1) **地域医療に貢献する体制を有する**ことを示す相当の実績があること。

地域医療に貢献する体制を有することを示す相当の実績の基準（1年に常勤薬剤師1人当たり、以下の全ての実績を有すること）

- ① 夜間・休日等の対応実績 400 回
- ② 重複投薬・相互作用等防止加算等の実績 40 回
- ③ 服用薬剤調整支援料の実績 1 回
- ④ 単一建物診療患者が1 人の場合の在宅薬剤管理の実績 12 回
- ⑤ 服薬情報等提供料の実績 60 回
- ⑥ 麻薬指導管理加算の実績 10 回
- ⑦ かかりつけ薬剤師指導料等の実績 40 回
- ⑧ 外来服薬支援料の実績 12 回

同時改定の地域支援体制加算

施設基準

地域支援体制加算 35 点

- (2) 患者ごとに、**適切な薬学的管理**を行い、かつ、**服薬指導**を行っていること。
- (3) 患者の求めに応じて、投薬に係る薬剤に関する**情報を提供**していること
- (4) 一定時間以上開局していること。
- (5) 十分な数の医薬品を備蓄していること。
- (6) **適切な薬学的管理**及び**服薬指導**を行うにつき**必要な体制及び機能が整備**されており、患者に対し**在宅に係る当該薬局の体制の情報を提供**していること。
- (7) 当該保険薬局のみ又は当該保険薬局を含む**連携する近隣の保険薬局**において、**24時間調剤並びに在宅患者**に対する**薬学的管理**及び**服薬指導**を行うにつき**必要な体制が整備**されていること。
- (8) 当該地域において、**在宅療養の支援に係る診療所又は病院及び訪問看護ステーション**との**連携体制が整備**されていること。
- (9) 当該地域において、**他の保健医療サービス及び福祉サービスとの連携調整を担当する者**との**連携体制が整備**されていること。
- (10) **当該保険薬局以外の医療従事者等**に対し、**医薬品に係る医療安全に資する情報の共有を行うにつき必要な体制が整備**され、一定の実績を有していること。

同時改定の地域支援体制加算

施設基準

地域支援体制加算 35 点

(11) 特定の保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合が8割5分を超える場合にあつては、当該保険薬局において調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量に占める後発医薬品の規格単位数量の割合が5割以上であること。

(12) 区分番号00 の1に掲げる調剤基本料1を算定している保険薬局については、下記の基準を全て満たすこととし、(1)を適用しない。

- ① 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第三条の規定による麻薬小売業者の免許を受けていること。
- ② 在宅患者に対する薬学的管理及び指導について、実績を有していること。
- ③ かかりつけ薬剤師指導料又はかかりつけ薬剤師包括管理料に係る届出を行っていること。

同時改定と報告制度と連携業務体制

